

証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二十九条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下この条及び第三十条において「電磁的方法」という。）とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの</p> <p>イ 証券会社等（証券会社又は証券会社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは証券会社の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル（専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第二十九条の二 法第四十条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下この条及び第三十条において「電磁的方法」という。）とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 証券会社の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>

その旨を記録する方法)

ロ 証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(証券会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力すること

ロ 証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第四十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、証券会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(新設)

(新設) 対象書面のうち、 、 、 、 の場合のみ)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)





投信法上の約款に係る書面（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条）  
運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第三十三条）